

栃木県肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業実施要領

第1 目的

この事業は、「ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業の実施について（平成26年3月31日健肝発0331第1号厚生労働省健康局疾病対策課肝炎対策推進室長通知）」に基づき、肝炎ウイルス検査（B型・C型）により「陽性」又は「現在、C型肝炎ウイルスに感染している可能性が高い」と判定された者（以下「陽性者」という。）に対するフォローアップを実施することにより早期治療に繋げ、ウイルス性肝炎患者等の重症化予防を図ることを目的とする。

第2 実施主体

実施主体は栃木県とする。

第3 事業内容

1 陽性者のフォローアップ

（1）内容

対象者へ、調査票を送付する等により医療機関の受診状況や診療状況を確認するとともに、未受診の場合は、必要に応じて電話等により受診を勧奨する。

（2）対象者

次のいずれかに該当する者のうち、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業（以下「事業」という。）の参加について同意を得た者であり、かつ県内に住所を有する者

ア 広域健康福祉センター（保健所）（以下「保健所」という。）が実施した肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者

イ 2（5）の検査費用の申請により把握した陽性者

ウ その他、市町や医療機関、職域で実施する肝炎ウイルス検査（以下「職域の肝炎ウイルス検査」という。）、母子保健法に基づき市町が実施する妊婦健康診査における肝炎ウイルス検査（以下「妊婦健診の肝炎ウイルス検査」という。）及び手術前1年以内に行われた肝炎ウイルス検査（以下「手術前の肝炎ウイルス検査」という。）を受けた者などからの情報提供等により把握した陽性者

（3）実施方法

住所地を管轄する健康福祉センター（以下「管轄センター」という。）は次により、対象者のフォローアップを行う。

- ① 管轄センターは、1（2）の対象者について事業の説明を行い、その場で同意が得られた場合は、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ等事業参加同意書（様式1）を受理し、同意書の写しを対象者へ交付する。なお、対象者の住所地が管轄外の場合は、対象者に了解を得た上で同意書を管轄センター又は宇都宮市保健所（宇都宮市在住者に限る。）（以下「管轄センター等」という。）へ同意書を転送する。
- ② 管轄センターは、対象者に対し、同意書が提出された時点から概ね6か月後、1年後、以後1年毎に調査票（様式2）及び返信用封筒を送付することにより、医療機関への受診（精密検査及

び定期検査)状況の確認を行う。

③ 対象者に受診状況を確認した結果、未受診の場合は、管轄センターは、必要に応じて電話等により受診勧奨を行う。

④ 管轄センターは、陽性者フォローアップ等事業対象者管理台帳（以下「管理台帳」という。）（別紙１）により、事業の実施状況を管理する。なお、対象者が県内の他の健康福祉センターの管内へ転居したことが判明した場合は、本人の同意を得た上で、転居先の管轄センターへ管理台帳の情報を引き継ぐ。

（４）フォローアップの終了

原則として、対象者が抗ウイルス療法を開始した場合は、フォローアップを終了する。ただし、対象者から希望があった場合はフォローアップを継続することができる。

また、送付した調査票が２回連続で返信されず対象者と連絡が取れない場合は、フォローアップを終了する。県外への転出が判明した場合も、フォローアップを終了する。

また、フォローアップを終了した際は、管理台帳から削除する。

２ 初回精密検査費用及び定期検査費用の助成

（１）実施方法

ア （２）の対象者が保険医療機関（健康保険法（大正１１年法律第７０号）に規定する保険医療機関をいう。）において、初回精密検査又は定期検査を受検し、医療保険各法（高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）に規定する医療保険各法をいう。以下同じ。）又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付を受けたもののうち、対象者が負担した助成対象費用の全部又は一部に相当する金額を県が交付する。

イ 前アの金額は、医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額とする。ただし、（２）のイに該当する者については、１回につき、次の（ア）に規定する額から（イ）に規定する額を控除した額とする。

（ア）医療保険各法の規定による医療又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した検査費用の額の合計額から医療保険各法又は高齢者の医療の確保に関する法律の規定による医療に関する給付に関し保険者が負担すべき額を控除した額

（イ）次表に定める自己負担限度額

階層区分		自己負担限度額 (１回につき)	
		慢性肝炎	肝硬変 肝がん
甲	市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者	2,000 円	3,000 円
乙	住民税非課税世帯に属する者	0 円	0 円

備考

1 市町村民税(所得割)課税年額とは、申請者及び申請者と同一の世帯(世帯とは、住民票上の世帯をいう。以下同じ。)に属する者全員のそれぞれの市町村民税の所得割の額(平成30年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、市町村民税所得割の納税義務者が地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市の区域内に住所を有する場合については、地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律(平成29年法律第2号)第1条による改正前の地方税法に規定する市町村民税所得割の標準税率(6%)により算定した額)を合算した額をいう。

ただし、申請者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者(配偶者以外の者に限る。)については、市町村民税額合算対象除外希望申請書(様式5)に基づき、世帯構成員における市町村民税課税年額の合算対象から除外することを認めることができるものとする。

なお、平成24年度以降分の市町村民税課税年額の算定に当たっては、「控除廃止の影響を受ける制度等(厚生労働省健康局所管の制度に限る。)に係る取扱いについて(平成23年12月21日健発1221第8号厚生労働省健康局長通知)により計算を行うものとする。

2 平成30年9月以降において、申請者を含む世帯構成員のいずれかが、未婚のひとり親として、地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合に同号イに該当することとなる者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子であつて、現に婚姻していないもの」と読み替えた場合に同号に該当することとなる者であるときは、その者を同項第11号イに定める寡婦又は同項第12号に定める寡夫とみなして、同法第295条第1項の規定により当該市町村民税が課されないこととなる者として、又は同法第314条の2第1項第8号の規定による寡婦控除及び寡夫控除並びに同条第3項の規定による特別寡婦控除が適用された場合の所得割額を用いることとして、算定を行うことができるものとする。

3 住民税非課税世帯とは、申請者及び申請者と同一の世帯に属する者全員が市町村民税非課税者である世帯をいう。

(2) 対象者

ア 初回精密検査

受検時及び申請時に県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

- a (5) のアに係る申請日前1年以内に保健所が実施した肝炎ウイルス検査、市町が行う健康増進事業における肝炎ウイルス検診、職域の肝炎ウイルス検査、妊婦健診の肝炎ウイルス検査又は手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者
- b 1(3)①の同意をした者又は市町が実施するフォローアップ事業への参加について同意をした者

- c 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

イ 定期検査

受検時及び申請時に県内に住所を有し、以下の全ての要件に該当する者

- a 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変又は肝がん患者（治療後の経過観察を含む。）
- b 住民税非課税世帯又は市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯（受検者が属する世帯の全ての構成員の住民税の合算額から受検者及びその配偶者と相互に地方税法上及び医療保険上の扶養関係にない者（配偶者以外の者に限る。以下「扶養関係にない者」という。）の住民税の額を除いた場合に、住民税が非課税となる世帯又は受検者が属する世帯の全ての構成員の市町村民税（所得割）課税年額の合算額から扶養関係にない者の当該課税年額を除いた場合に、その合計額が 235,000 円未満となる世帯を含む。）に属する者
- c 現に肝炎治療に係る医療費助成事業の受給者証の交付を受けていない者
- d 1(3)①の同意をした者又は市町におけるフォローアップ事業への参加について同意をした者
- e 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者

（3）助成対象費用

ア 初回精密検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び次表の検査に関連する費用として知事が認めた費用とする。ただし、医師が必要と判断したものに限る。

【検査項目】

	B型肝炎ウイルス	C型肝炎ウイルス
血液形態・機能検査	末梢血液一般検査、末梢血液像	
出血・凝固検査	プロトロンビン時間、活性化部分トロンボプラスチン時間	
血液化学検査	総ビリルビン、直接ビリルビン、総蛋白、アルブミン、ALP、ChE、 γ -GT、総コレステロール、AST、ALT、LD	
腫瘍マーカー	AFP、AFP-L3%、PIVKA-II半定量、PIVKA-II定量	
肝炎ウイルス関連検査	HB e 抗原、HB e 抗体、HBVジェノタイプ判定等	HCV血清群別判定等
微生物核酸同定・定量検査	HBV核酸定量	HCV核酸定量
画像診断	超音波検査（断層撮影法（胸部部））	

注）検査費用の助成は保険適用のもののみとする。

イ 定期検査

初診料（再診料）、ウイルス疾患指導料及び前表の検査に関連する費用として知事が認めた費用とする。ただし、医師が必要と判断したものに限る。

なお、肝硬変・肝がん（治療後の経過観察を含む）の場合は、超音波検査に代えて CT 撮影又は MRI 撮影を対象とすることができる。

（４）助成回数

ア 初回精密検査

１回

イ 定期検査

１年度２回まで（アの検査を含む。）

（５）検査費用申請について

ア 初回精密検査

- a 保健所が実施した肝炎ウイルス検査又は健康増進事業の肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用の助成を受けようとするときは、保健所が実施した肝炎ウイルス検査又は市町が行う健康増進事業における肝炎ウイルス検診において陽性と判定された日から１年以内に、申請書（様式３）に次に掲げる書類を添えて、管轄センター等を経由して知事に提出するものとする。

- (a) 上記検査に係る医療機関の領収書（レシート不可）

- (b) 診療明細書

- (c) 預金通帳の口座番号のわかるページの写し

- (d) 結果通知書の写し（保健所で実施した肝炎ウイルス検査又は市町で実施した健康増進事業に基づく肝炎ウイルス検診の結果通知書）

- (e) 陽性者フォローアップ等事業同意書（既提出者は不要）

※市町におけるフォローアップ事業への参加者についてはその同意書写し

- (f) 委任状（様式３）※申請者が対象者と異なる場合

- b 職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用の助成を受けようとするときは、職域の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された日から１年以内に、申請書（様式３）に前項の(a)～(c)、(e)、(f)及び次に掲げる書類を添えて、管轄センター等を経由して知事に提出するものとする。

- (a) 結果通知書の写し（職域の肝炎ウイルス検査の結果通知書）

※結果通知書に事業所名又は医療保険者名が記載されている場合は、該当部分の写しも添付すること。

- c 妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用の助成を受けようとするときは、妊婦健診の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された日から１年以内に、申請書（様式３）に前項の(a)～(c)、(e)、(f)及び次に掲げる書類を添えて、管轄センター等を経由して知事に提出するものとする。

- (a) 結果通知書の写し（妊婦健診の肝炎ウイルス検査の結果通知書）

※結果通知書に医療保険者名が記載されている場合は、該当部分の写しも添付すること。

d 手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された者の場合

対象者は、初回精密検査費用の助成を受けようとするときは、手術前の肝炎ウイルス検査において陽性と判定された日から1年以内に、申請書（様式3）に前項の(a)～(c)、(e)、(f)及び次に掲げる書類を添えて、管轄センター等を経由して知事に提出するものとする。

(a) 結果通知書の写し（手術前の肝炎ウイルス検査の結果通知書）

※結果通知書に医療保険者名が記載されている場合は、該当部分の写しも添付すること。

イ 定期検査

(ア) 対象者は、定期検査費用の助成を受けようとするときは、定期検査を受検した日から1年以内に、申請書（様式5）に次に掲げる書類を添えて、管轄センター等を経由して知事に提出するものとする。

a 上記検査に係る医療機関の領収書（レシート不可）

b 診療明細書

c 預金通帳の口座番号のわかるページの写し

d 世帯全員の住民票の写し

e 課税等証明書等

f 世帯員調査書兼同意書

次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類(a) (1) イ (イ) の表の階層区分の甲に該当する場合 申請者が属する住民票上の世帯の全ての構成員（以下「世帯構成員」という。）に係る市町村民税の課税年額を証明する書類

(b) (1) イ (イ) の表の階層区分の乙に該当する場合 世帯構成員の住民税非課税証明書

g 医師の診断書（様式6）

h 陽性者フォローアップ事業等同意書（既提出者は不要）

i 市町村民税額合算対象除外希望申請書（様式7）（希望する者に限る。）

j 申請者の配偶者及び合算対象除外希望者の医療保険の資格情報が分かる書類(iを提出する場合に限る。)

k 委任状（様式5）（申請者が対象者と異なる場合に限る。）

(イ) 対象者は申請の際、次の各号の要件に該当する場合は、上記(ア)にかかわらず、当該各号に定める書類を省略することができる。

a 以前に栃木県知事から定期検査費用の支払いを受けた場合又は1年以内に肝炎治療に係る医療費助成事業の申請において栃木県知事に対し医師の診断書を提出した場合（ただし、以前支払を受けた時に比べ、慢性肝炎から肝硬変への移行など病態に変化があった場合は除く。）

(ア) g の書類

b 1回目の定期検査費用の助成を受けた場合又は肝炎治療に係る医療費助成事業による肝炎治療受給者証の交付を受けた場合（同一年度内に栃木県知事に対し行われる場合に限る。）

(ア) d、e、i 及び j の書類

（それぞれ従前に知事に提出した書類と同様の内容である場合に限る。）

ウ その他

初回精密検査費用及び定期検査費用の助成に当たって行う医療保険の加入関係の確認は、マイナンバーを用いた情報連携を実施することで行うものとする。ただし、情報連携を実施することが難しい場合については、申請者等が加入する医療保険の保険者から交付された「資格情報のお知らせ」若しくは「資格確認書」又はマイナポータルからアクセスできる医療保険の「資格情報画面」（あらかじめマイナポータルからダウンロードした医療保険の資格情報の PDF ファイルを表示した画面を含む。）により確認を行うこと。なお、経過措置として、令和 6 年 12 月 1 日時点で発行されている健康保険証は最大で 1 年間、従前のとおり使用することが可能であることから、それまでの間は、住所や負担割合等に変更がない限り、健康保険証による確認も可能とする。

加えて、マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合、ア及びイに掲げる提出書類の一部を省略することができる。

（６）検査費用の支払いについて

ア 管轄センター等は、対象者から申請があった際は、受理し、感染症対策課に進達する。

イ 感染症対策課は、内容を審査の上、支払額を決定し、申請者が指定した口座に支払う。

ウ 感染症対策課は、（５）ア b(a) の書類に事業所名又は医療保険者名の記載がない場合は、対象者本人の同意を得て、職域での肝炎ウイルス検査の実態に関する照会について（様式 4）により医療機関に照会を行い、対象者が職域の肝炎ウイルス検査を受けたことを確認するものとする。

第 4 実績の報告

管轄センター等は、肝炎ウイルス陽性者フォローアップ実施状況報告書（別紙 2）により、翌年度 4 月末までに感染症対策課宛て実施状況を報告するものとする。

第 5 実施に当たっての留意事項

本事業の実施に際しては、個人のプライバシー等人権の保護に十分配慮する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 27 年 4 月 20 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 28 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、平成 29 年 6 月 21 日から施行し、平成 29 年 4 月 1 日以後に実施された初回精密検査及び定期検査（以下「検査」という。）について適用する。

- 2 平成29年4月1日前に実施された検査については、なお従前の例による。
- 3 この要領の施行前に提出された定期検査（平成29年4月1日以後に実施されたものに限る。）に係る申請書等については、施行日に提出されたものとみなす。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和6年11月22日から施行する。

附 則

- 1 この要領は、令和7年9月24日から施行する。
- 2 第3の2（5）ウ中、「マイナンバーを用いた情報連携を実施することが可能な場合には、これらの提出書類の一部を省略することができる」旨の規定は、施行日から今後国が指定するマイナンバー利用本格運用開始日（以下「指定日」という。）の前日までの間においては、試行運用とし、情報連携を実施することが難しい場合については、適用しない。ただし、指定日が令和7年10月27日より前の場合にあっては、令和7年10月24日を試行運用の最終日とする。
- 3 この要領の改正前に改正前の規定により調製された諸用紙は、この要領の施行の際、現に残存するものに限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。